

第9号議案

中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例(平成 8 年中間市条例第 5 号)は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。